

# 7月20日は参議院選挙区選出議員 選挙の投票日です!! 参議院比例代表選出議員

## 南富良野町の投票所で投票できる人

◎南富良野町の選挙人名簿に登録される人

- ・平成19年7月21日以前に生まれた人
- ・令和7年4月2日以前に南富良野町に転入届をしている人
- ・令和7年7月2日現在で住民票が作成された日から引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている人
  - ・登録基準日 令和7年7月2日
  - ・登録日 令和7年7月2日

◎令和7年4月3日以後町外へ転出した人・・・郵送による不在者投票ができます。

※南富良野町の選挙人名簿に登録されない人

令和7年4月3日以後に他の市町村から転入した人は、南富良野町に住んでから選挙人名簿登録基準日まで3カ月になりませんので住所要件を欠いており、南富良野町の選挙人名簿に登録されないこととなります。

この場合、次の方法により投票することができます。

- ①以前の住所地の投票所に直接行って投票
- ②郵便による不在者投票  
(ただし、以前の住所地の選挙人名簿に登録されていることが要件となります。)

## 金山地区福祉交流センターで期日前投票ができます

第27回参議院議員通常選挙では、金山地区福祉交流センターにおいても期日前投票が実施できるよう、7月18日(金)に期日前投票所を設けることといたしました。事前に投票を行いたい方はぜひご利用ください。※時間は裏面参照

## 投票場所と投票時間

投票区	施設名(投票区域)	投票時間
第1投票所	北落合地区コミュニティセンター(北落合区域)	午前7時～午後6時
第2投票所	落合地区多目的センター(落合区域)	午前7時～午後6時
第3投票所	情報プラザ(幾寅・東鹿越区域)	午前7時～午後7時
第4投票所	金山地区コミュニティセンター(金山区域)	午前7時～午後6時
第5投票所	下金山地区多目的センター(下金山区域)	午前7時～午後6時

※第3投票所以外の投票所については終了時刻が午後6時に変更となっております。

☆入場券をもって

選挙管理委員会から配られた入場券をお忘れなくお持ちください。入場券をなくしたとき、その他わからないことがあるときは、投票所の係員に申し出てください。

☆字が書けないとき

心身の故障、その他の事由により自分で氏名等を記載することができない人は、当日係員に申し出てください。立会人が立会のもと係員が代わって書いてくれます。

☆候補者の名前はハッキリと

せっかく投票しても書いた字がわからないために無効になることがありますので、名前はハッキリと書いてください。

☆投票用紙をよく確かめて

今回の選挙は2種類の投票用紙が使われます。選挙区は候補者氏名、比例代表は名簿登載者の氏名又は政党名若しくは略称を書いてください。

◎選挙区 …… クリーム色

◎比例代表 …… 白 色

南富良野町選挙管理委員会

# 国政もあなたが主役の その一票

## ご存じですか・・・期日前投票・不在者投票

投票日の当日、次の理由に該当し、投票することができないと見込まれる人は期日前投票・不在者投票ができます。

なお、病院、老人ホーム等における不在者投票においては、従来どおり行われます。

◎仕事又は冠婚葬祭の予定がある人

◎レジャーや買物等の私用で投票日に投票区内にいない人

◎郵便等による不在者投票

身体障害者手帳、戦傷病者の手帳、または介護保険の被保険者証の交付を受けている方で、選挙管理委員会が発行した「郵便等投票証明書」をもっている方

身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険被保険者証
両下肢・体幹・移動機能の障害 【1級・2級】	両下肢・体幹の障害 【特別項症～第2項症】	要介護状態区分が 要介護5
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害 【1級・3級】	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害	
免疫・肝臓の障害 【1級～3級】	【特別項症～第3項症】	

## 開票は・・・

開票事務は7月20日(日)午後8時00分より  
町保健福祉センターみなくるで行われます。

## 期日前投票・不在者投票をすることができる期間

**7月4日(金)から7月19日(土)まで**

### 【南富良野町役場】

・期間 7月4日(金)から7月19日(土)まで

・時間 午前8時30分～午後8時00分

### 【金山地区福祉交流センター】

・期間 7月18日(金) ※期日前投票のみ

・時間 午後3時00分～午後6時30分

◎投票しようとする方は入場券を持っておいでください。

◎「身体障害者又は戦傷病者の方の郵便等による不在者投票(在宅)」の請求は  
**7月16日(水)**までに請求してください。

## 不在者投票用紙の請求に「ぴったりサービス」が利用できます

仕事や旅行などで、名簿登録地以外の市区町村に滞在している方は、マイナポータルのぴったりサービスを利用して、投票用紙の請求などをオンラインで行うことができるようになりました。詳細は右記のQRコードからご確認ください。



★くわしくは選挙管理委員会へお問い合わせください。☎52-2112